

平成29年特定サービス産業実態調査

映像情報制作・配給業調査票記入注意



この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません。

平成29年7月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票の項目で灰色に塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はありません。
- ご記入いただきました調査票は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。
なお、ご記入の内容について問い合わせをすることもありますので、「調査票の記載例」の裏面を記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。
- 【重要】この調査は、企業単位の調査です。したがって、調査票の記載は「支店・支社・営業所含む会社全体」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

<目次>

I. 基本的注意事項.....	2
II. 調査対象となる企業.....	2
III. 調査事項ごとの記入注意.....	3
1 企業名及び所在地.....	3
2 経営組織及び資本金額.....	3
3 企業の事業形態.....	3
4 年間売上高.....	4
5 映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等.....	6
6 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	8
7 従業者数.....	10
参考資料1 「損益計算書」と「年間営業費用」との関係	13
参考資料2 統計法.....	14

お問合せ先

【経済産業省 特定サービス産業実態調査 実施事務局】

[電話番号] 0120-332-214 (通話料無料)

[受付時間] 9:00~19:00 (土・日・祝日を除く)

I. 基本的注意事項

- (1)記入は黒のボールペンではつきりと、数字は算用数字で記入してください。
- (2)金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。また、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。なお、四捨五入の影響で内訳の計と合計が一致しない場合は、最も大きい項目で調整してください。
- (3)割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「＊＊＊」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (4)記入後に訂正を行う場合は、記入した数値等の上に横線を引き、その上又は横に正しい数値を記入してください(例：2,000 ~~3,000~~)。訂正印は必要ありません。
- (5)記載するのは貴社の数字のみです。子会社等企業グループの数字は含めません。

II. 調査対象となる企業

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類小分類411—映像情報制作・配給業に属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む企業(非営利団体、個人事業主を含む。)です。

主たる業務として、映画、テレビ、ビデオ、CM、PR 映像、インターネット動画等といった**映像作品の作成**(制作、撮影、技術業務など)、**配給業務**を行う企業が**調査対象**となります(版権の有無は問いません。)。

調査対象例：

- ・映画、テレビ、ビデオ作品の制作会社(業務の一部を受託している会社も対象となります。)
- ・アニメの背景等の制作会社
- ・CM 制作会社
- ・撮影業務を行う会社(個人カメラマンを含む。)
- ・制作会社等から依頼を受けて、技術業務を行う会社
- ・映画やケーブルテレビ向け作品の配給を行う会社
- ・企業の PR 映像や、結婚式映像を制作する会社、個人
- ・デジタルサイネージやパチンコなどで流れる映像を制作する会社
- ・博物館などで上映する映像を制作する会社

なお、次に挙げる業務を主として行う企業は、本調査の対象とはなりません。以下の業務に該当する場合には、備考欄にその旨を記載の上、調査票を返送してください。

- ① 小売用 DVD のプレスなど、他社からブルーレイ、DVD 等のディスク製造を受託する企業
※自社の映像情報をプレスし DVD 等で発売する場合には、映像情報制作・配給業となります
- ② レンタルビデオ、DVD 等の小売を行う企業
- ③ 映画出演者あつせん業、映画フィルム現像業、タイトル書き業、ポストプロダクション業、貸スタジオ業
(映画撮影・録音用)、レコーディングスタジオ、レコーディングエンジニアなど

※ 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類

検索



III. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	企業名及び所在地	<p>「I 企業名」 あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分に正式な名称を記入してください。 また、企業名の「フリガナ」はカタカナで記入してください。</p> <p>「II 企業の所在地」 あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。住所は登記上の所在地ではなく、あなたの企業(本社)が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>「I 経営組織」 以下の表を参考に、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの企業が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 会 社</td><td>株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。</td></tr> <tr> <td>会社以外 2 の 法 人・ 団 体</td><td>公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)<u>「外国の会社」</u>とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる<u>「外資系の会社」</u>は「1 会社」となります。</td></tr> <tr> <td>3 個 人 経 営</td><td>個人業主により経営されている企業をいいます。 会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。</td></tr> </table> <p>「II 資本金額」 あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「II 資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。 なお、資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入)。</p>	1 会 社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。	会社以外 2 の 法 人・ 団 体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) <u>「外国の会社」</u> とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる <u>「外資系の会社」</u> は「1 会社」となります。	3 個 人 経 営	個人業主により経営されている企業をいいます。 会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。
1 会 社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。							
会社以外 2 の 法 人・ 団 体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) <u>「外国の会社」</u> とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる <u>「外資系の会社」</u> は「1 会社」となります。							
3 個 人 経 営	個人業主により経営されている企業をいいます。 会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。							
3	企業の事業形態	<p>次の区分により、あなたの企業があてはまる番号を一つ○で囲んでください。複数の区分にあてはまる場合には、一番売上の多い区分を○で囲んでください。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 映画・ビデオ制作業務</td><td>映画・ビデオ用の映像作品及び企業 PR 等テレビ以外の媒体で放映する作品を制作する業務(制作及び配給の両者を行う企業を含む。)を行う企業</td></tr> <tr> <td>2 テレビ番組制作業務</td><td>テレビ番組の制作、テレビコマーシャルの制作を行う企業</td></tr> <tr> <td>3 映画・ビデオ・テレビ番組配給業務</td><td>映画・ビデオ・テレビ番組の配給(又は発売)のみを行う企業</td></tr> </table>	1 映画・ビデオ制作業務	映画・ビデオ用の映像作品及び企業 PR 等テレビ以外の媒体で放映する作品を制作する業務(制作及び配給の両者を行う企業を含む。)を行う企業	2 テレビ番組制作業務	テレビ番組の制作、テレビコマーシャルの制作を行う企業	3 映画・ビデオ・テレビ番組配給業務	映画・ビデオ・テレビ番組の配給(又は発売)のみを行う企業
1 映画・ビデオ制作業務	映画・ビデオ用の映像作品及び企業 PR 等テレビ以外の媒体で放映する作品を制作する業務(制作及び配給の両者を行う企業を含む。)を行う企業							
2 テレビ番組制作業務	テレビ番組の制作、テレビコマーシャルの制作を行う企業							
3 映画・ビデオ・テレビ番組配給業務	映画・ビデオ・テレビ番組の配給(又は発売)のみを行う企業							

番号	調査事項	記入注意																														
4	年間売上高	<p>「I 企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① 企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成28年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</p> <p>なお、上記1年間での記入ができる等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。</p> <p>「II I の「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>上記「I」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「映像情報制作・配給業務」と「その他業務」とに分けて業務(事業)別売上高を記入してください。</p> <p>① 「映像情報制作・配給業務」は、本記入注意の「II. 調査対象となる企業」に記載されている業務(2頁参照)の売上高を、「国内」・「国外」別に記入してください。映像作品の権利収入も売上高に含みます。</p> <p>② 「その他業務」には、映像情報制作・配給業務以外の事業(業務)の売上高を記入してください。次に、矢印に従って「その他業務の内訳」の項目欄に、「その他業務」に対する割合を整数で記入してください。</p> <p>例:映像情報制作・配給業務以外の売上高が 600 万円ある。内訳はポストプロダクション(情報通信業務に該当)の売上高が 500 万円、不動産賃貸収入(他の業務に該当)が 100 万円。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他業務の内訳</th> <th colspan="3">業務例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業務</td> <td colspan="3">電化製品の製作など、製品を製造する業務。印刷業務も含む。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報通信業務</td> <td colspan="3">通信業、放送業、情報サービス業、出版業、ポストプロダクション業など、情報コンテンツの制作、提供を行う業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸売・小売業務</td> <td colspan="3">メーカー、卸売業者から製品を仕入れて、小売業者や消費者に販売する業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス業務</td> <td colspan="3">デザイン業、広告業、労働者派遣業などのサービス業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の業務</td> <td colspan="3">上記以外の、農業、林業、建設業、不動産業、物品賃貸業など。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	その他業務の内訳		業務例示			製造業務	電化製品の製作など、製品を製造する業務。印刷業務も含む。				情報通信業務	通信業、放送業、情報サービス業、出版業、ポストプロダクション業など、情報コンテンツの制作、提供を行う業務				卸売・小売業務	メーカー、卸売業者から製品を仕入れて、小売業者や消費者に販売する業務				サービス業務	デザイン業、広告業、労働者派遣業などのサービス業務				その他の業務	上記以外の、農業、林業、建設業、不動産業、物品賃貸業など。			
その他業務の内訳		業務例示																														
製造業務	電化製品の製作など、製品を製造する業務。印刷業務も含む。																															
情報通信業務	通信業、放送業、情報サービス業、出版業、ポストプロダクション業など、情報コンテンツの制作、提供を行う業務																															
卸売・小売業務	メーカー、卸売業者から製品を仕入れて、小売業者や消費者に販売する業務																															
サービス業務	デザイン業、広告業、労働者派遣業などのサービス業務																															
その他の業務	上記以外の、農業、林業、建設業、不動産業、物品賃貸業など。																															

番号	調査事項	記入注意																				
4	年間売上高	<p>「Ⅱ」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高(国内、国外別)について、その内訳を次の表を参考に(1)映画制作・配給業務、(2)テレビジョン番組制作・配給業務、(3)ビデオ(DVD)制作・発売業務の区分ごとに売上割合を<u>整数</u>で記入してください。合計は、国内、国外別にそれぞれ100%となるようにしてください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">映画制作・配給業務</td><td>映画の制作・配給収入 映画の制作又は配給による年間売上高</td></tr> <tr><td>ビデオ(DVDを含む。)版権収入 自社に著作権のある映画作品をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額</td></tr> <tr><td>テレビ放映権収入 映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額</td></tr> <tr><td>商品化権収入 映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額</td></tr> <tr><td>リメイク権収入 映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額</td></tr> <tr><td>受託制作収入 他企業からの委託を受けた映画制作・技術業務による収入額</td></tr> <tr><td>テレビ映画制作収入 テレビ用映画の制作による収入額</td></tr> <tr><td>その他の 上記以外の映画制作・配給業務による収入額。例えば、広報映像(映画館でのCM)など</td></tr> <tr> <td rowspan="4">テレビジョン番組制作・配給業務</td><td>テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作・配給収入 テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作又は配給による収入額。</td></tr> <tr><td>ビデオ(DVDを含む。)版権収入 テレビ番組(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額</td></tr> <tr><td>受託制作収入 他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作・技術業務による収入額 ※調査期間において制作が完了している作品の収入額。著作権をもたずに制作した作品の収入も含める。</td></tr> <tr><td>その他の 上記以外のテレビ番組制作・配給業務による収入額</td></tr> <tr> <td rowspan="3">ビデオ(DVD)制作・発売業務</td><td>ビデオ(DVDを含む。)制作・発売収入 ビデオ(DVDを含む。)用オリジナル作品の制作又は発売業務、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオ(DVDを含む。)の発売業務による年間売上高</td></tr> <tr><td>ビデオ(DVDを含む。)版権収入 ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額</td></tr> <tr><td>その他の 上記以外の収入額。 PRビデオ、パチンコなどの映像、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオ、博物館、インターネットでの上映作品など、映画館、テレビでの上映を行わない映像作品の制作・技術による収入額</td></tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内容例示	映画制作・配給業務	映画の制作・配給収入 映画の制作又は配給による年間売上高	ビデオ(DVDを含む。)版権収入 自社に著作権のある映画作品をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額	テレビ放映権収入 映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額	商品化権収入 映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額	リメイク権収入 映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額	受託制作収入 他企業からの委託を受けた映画制作・技術業務による収入額	テレビ映画制作収入 テレビ用映画の制作による収入額	その他の 上記以外の映画制作・配給業務による収入額。例えば、広報映像(映画館でのCM)など	テレビジョン番組制作・配給業務	テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作・配給収入 テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作又は配給による収入額。	ビデオ(DVDを含む。)版権収入 テレビ番組(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額	受託制作収入 他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作・技術業務による収入額 ※調査期間において制作が完了している作品の収入額。著作権をもたずに制作した作品の収入も含める。	その他の 上記以外のテレビ番組制作・配給業務による収入額	ビデオ(DVD)制作・発売業務	ビデオ(DVDを含む。)制作・発売収入 ビデオ(DVDを含む。)用オリジナル作品の制作又は発売業務、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオ(DVDを含む。)の発売業務による年間売上高	ビデオ(DVDを含む。)版権収入 ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額	その他の 上記以外の収入額。 PRビデオ、パチンコなどの映像、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオ、博物館、インターネットでの上映作品など、映画館、テレビでの上映を行わない映像作品の制作・技術による収入額
業務種類区分	内容例示																					
映画制作・配給業務	映画の制作・配給収入 映画の制作又は配給による年間売上高																					
	ビデオ(DVDを含む。)版権収入 自社に著作権のある映画作品をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額																					
	テレビ放映権収入 映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額																					
	商品化権収入 映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額																					
	リメイク権収入 映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額																					
	受託制作収入 他企業からの委託を受けた映画制作・技術業務による収入額																					
	テレビ映画制作収入 テレビ用映画の制作による収入額																					
	その他の 上記以外の映画制作・配給業務による収入額。例えば、広報映像(映画館でのCM)など																					
テレビジョン番組制作・配給業務	テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作・配給収入 テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作又は配給による収入額。																					
	ビデオ(DVDを含む。)版権収入 テレビ番組(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額																					
	受託制作収入 他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作・技術業務による収入額 ※調査期間において制作が完了している作品の収入額。著作権をもたずに制作した作品の収入も含める。																					
	その他の 上記以外のテレビ番組制作・配給業務による収入額																					
ビデオ(DVD)制作・発売業務	ビデオ(DVDを含む。)制作・発売収入 ビデオ(DVDを含む。)用オリジナル作品の制作又は発売業務、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオ(DVDを含む。)の発売業務による年間売上高																					
	ビデオ(DVDを含む。)版権収入 ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額																					
	その他の 上記以外の収入額。 PRビデオ、パチンコなどの映像、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオ、博物館、インターネットでの上映作品など、映画館、テレビでの上映を行わない映像作品の制作・技術による収入額																					

番号	調査事項	記入注意																										
4	年間売上高	<p>「IV IIの「映像情報制作・配給業務」の国内、国外別年間売上高に占めるアニメーション作品による収入割合」</p> <p>「II」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高のうち、「アニメーション作品(映画作品、テレビ番組、ビデオ作品)」による収入がある場合、「映像情報制作・配給業務」に対する割合を国内、国外別に<u>整数で記入してください。</u></p> <p>アニメ映画の制作・配給収入、テレビ放送用アニメ番組の制作・配給収入、アニメビデオの制作・発売収入のほか、キャラクター使用権やビデオ化権等のライセンス(権利)の使用許諾収入などが該当します。</p> <p>「V IIの「映像情報制作・配給業務」の年間売上高に占めるインターネット配信に係るロイヤリティ収入の割合」</p> <p>「II」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高のうち、自社作品をインターネットで配信する権利の使用許諾を、コンテンツ配信業者へ与えることにより得られた収入額がある場合、「映像情報制作・配給業務」に対する割合を<u>整数で記入してください。</u></p>																										
5	映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等	<p>過去1年間(<u>平成28年1月1日から12月31日まで</u>、または直近決算日前1年間)において制作が完了した本数、配給した本数を以下の作品区分に従って記入してください。</p> <p>なお、撮影業務の請負・技術提供、CM、アニメの背景、企業のPR映像や、結婚式映像、デジタルサイネージやパチンコ用映像、博物館などで上映する映像については、制作本数等は記入しません。</p> <p>「I 映画制作本数、配給本数(作品数)」</p> <p>① 「映画制作本数(作品数)」は、過去1年間において制作が完了した本数。自己資金による制作は、出資制作に含みます。</p> <p>② 「映画配給(著作権等の権利のあるもの)本数(作品数)」は、邦画、洋画別の過去1年間において劇場(映画館)等に配給した作品本数。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作品区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場用映画</td><td>劇場用の劇映画、アニメーション映画</td></tr> <tr> <td>劇映画</td><td>劇場用の劇映画(実写版)</td></tr> <tr> <td>出資制作</td><td>自己資金(借入金を含む。)により制作した劇映画</td></tr> <tr> <td>共同出資制作</td><td>共同出資により制作した劇映画</td></tr> <tr> <td>受託制作</td><td>受託制作により制作した劇映画</td></tr> <tr> <td>アニメーション</td><td>劇場用のアニメーション映画</td></tr> <tr> <td>出資制作</td><td>自己資金(借入金を含む。)により制作したアニメーション映画</td></tr> <tr> <td>共同出資制作</td><td>共同出資により制作したアニメーション映画</td></tr> <tr> <td>受託制作</td><td>受託制作により制作したアニメーション映画</td></tr> <tr> <td>教育映画</td><td>学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画</td></tr> <tr> <td>記録映画</td><td>ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>上記以外の映画</td></tr> </tbody> </table>	作品区分	内容例示	劇場用映画	劇場用の劇映画、アニメーション映画	劇映画	劇場用の劇映画(実写版)	出資制作	自己資金(借入金を含む。)により制作した劇映画	共同出資制作	共同出資により制作した劇映画	受託制作	受託制作により制作した劇映画	アニメーション	劇場用のアニメーション映画	出資制作	自己資金(借入金を含む。)により制作したアニメーション映画	共同出資制作	共同出資により制作したアニメーション映画	受託制作	受託制作により制作したアニメーション映画	教育映画	学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画	記録映画	ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画	その他	上記以外の映画
作品区分	内容例示																											
劇場用映画	劇場用の劇映画、アニメーション映画																											
劇映画	劇場用の劇映画(実写版)																											
出資制作	自己資金(借入金を含む。)により制作した劇映画																											
共同出資制作	共同出資により制作した劇映画																											
受託制作	受託制作により制作した劇映画																											
アニメーション	劇場用のアニメーション映画																											
出資制作	自己資金(借入金を含む。)により制作したアニメーション映画																											
共同出資制作	共同出資により制作したアニメーション映画																											
受託制作	受託制作により制作したアニメーション映画																											
教育映画	学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画																											
記録映画	ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画																											
その他	上記以外の映画																											

番号	調査事項	記入注意																
5	映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等	<p>「II テレビ番組制作本数、配給本数(タイトル数)」</p> <p>① 「テレビ番組の制作本数(受託制作を含む。)及び配給本数」は、著作権をもたない制作作品であっても、タイトル数を記入してください。連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数えてください。</p> <p>ただし、例えばバラエティー番組の1コーナーのみの制作を受託したケースのような番組の一部のみを請け負った場合や、テレビコマーシャルは、制作本数には含めないでください(「4年間売上高」には、一部請負やコマーシャルの金額も含めてください。)。</p> <p>② 「テレビ番組(著作権等の権利のあるもの)の配給本数」は、テレビ放送局(地上波、BS、CS、CATVなどの放送事業者)へ配給した作品のタイトル数で記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作品区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ド ラ マ</td><td>ドラマ番組(テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたもの。)</td></tr> <tr> <td>ア ニ メ ー シ ョ ン</td><td>アニメーション番組(同上)</td></tr> <tr> <td>ド キ ュ メ ン タ リ ー</td><td>ドキュメンタリー番組(同上)</td></tr> <tr> <td>芸 能 ・ 趣 味 ・ 教 養</td><td>芸能・趣味・教養番組(同上)</td></tr> <tr> <td>音 樂</td><td>音楽番組(同上)</td></tr> <tr> <td>ス ポ ー ツ</td><td>スポーツ番組(同上)</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>上記以外の番組(同上)</td></tr> </tbody> </table> <p>注1. テレビコマーシャルはカウントしません。</p> <p>注2. 1本の作品として完成した本数を記入してください。</p> <p>「III ビデオ(DVDを含む。)制作本数、発売(プリント)本数」</p> <p>過去1年間のビデオ制作本数(受託制作を含む。)及びビデオ発売(プリント)本数(返品を差し引いた本数)を作品区分に従って記入してください。</p> <p>ただし、企業のPRビデオ、音楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオなどは含めないでください。</p> <p>① 「ビデオ(DVDを含む。)の制作本数」(受託制作を含む。)は、連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数えてください。</p> <p>② 「ビデオ(DVDを含む。)の発売(プリント)本数」は、レンタル又はセルビデオの発売用にプリント(「複製」をいう。以下同じ)したカセット及びDVDの総本数(ただし、返品を差し引いた本数)をいいます。したがって、ボックス(1ボックスにカセット10本入りなど)による発売の場合は、カセット数により本数を数えてください。</p>	作品区分	内容例示	ド ラ マ	ドラマ番組(テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたもの。)	ア ニ メ ー シ ョ ン	アニメーション番組(同上)	ド キ ュ メ ン タ リ ー	ドキュメンタリー番組(同上)	芸 能 ・ 趣 味 ・ 教 養	芸能・趣味・教養番組(同上)	音 樂	音楽番組(同上)	ス ポ ー ツ	スポーツ番組(同上)	そ の 他	上記以外の番組(同上)
作品区分	内容例示																	
ド ラ マ	ドラマ番組(テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたもの。)																	
ア ニ メ ー シ ョ ン	アニメーション番組(同上)																	
ド キ ュ メ ン タ リ ー	ドキュメンタリー番組(同上)																	
芸 能 ・ 趣 味 ・ 教 養	芸能・趣味・教養番組(同上)																	
音 樂	音楽番組(同上)																	
ス ポ ー ツ	スポーツ番組(同上)																	
そ の 他	上記以外の番組(同上)																	

番号	調査事項	記入注意																																							
5	映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作品区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場映画(邦画)</td><td>劇場用の邦画を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDを含む。)した作品</td></tr> <tr> <td>劇映画</td><td>劇場用劇映画(実写版)</td></tr> <tr> <td>アニメーション</td><td>劇場用アニメーション映画</td></tr> <tr> <td>劇場映画(洋画)</td><td>劇場用の洋画を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDを含む。)した作品</td></tr> <tr> <td>劇映画</td><td>劇場用劇映画(実写版)</td></tr> <tr> <td>アニメーション</td><td>劇場用アニメーション映画</td></tr> <tr> <td>テレビ番組</td><td>テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組などを、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDを含む。)した作品</td></tr> <tr> <td>ドラマ</td><td>ドラマ番組</td></tr> <tr> <td>アニメーション</td><td>アニメーション番組</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>上記以外の番組</td></tr> <tr> <td>オリジナルビデオ作品</td><td>レンタル又はセルビデオ(DVDを含む。)専用として制作した映画などの作品</td></tr> <tr> <td>映画、ドラマ</td><td>オリジナルビデオとして制作した映画、ドラマ作品</td></tr> <tr> <td>音楽・BGV・カラオケ</td><td>オリジナルビデオとして制作した音楽・BGV(バックグランドビデオ)・カラオケ作品</td></tr> <tr> <td>芸能・趣味・教養</td><td>オリジナルビデオとして制作した芸能・趣味・教養作品</td></tr> <tr> <td>教育</td><td>オリジナルビデオとして制作した学校教育、社会教育、幼児教育など教材向け作品</td></tr> <tr> <td>スポーツ</td><td>オリジナルビデオとして制作したスポーツ作品</td></tr> <tr> <td>アニメーション</td><td>オリジナルビデオとして制作したアニメーション作品</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>上記以外のオリジナルビデオ作品</td></tr> </tbody> </table> <p>注:企業のPRビデオ、音楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオなどは含めません。</p>	作品区分	内容例示	劇場映画(邦画)	劇場用の邦画を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDを含む。)した作品	劇映画	劇場用劇映画(実写版)	アニメーション	劇場用アニメーション映画	劇場映画(洋画)	劇場用の洋画を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDを含む。)した作品	劇映画	劇場用劇映画(実写版)	アニメーション	劇場用アニメーション映画	テレビ番組	テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組などを、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDを含む。)した作品	ドラマ	ドラマ番組	アニメーション	アニメーション番組	その他	上記以外の番組	オリジナルビデオ作品	レンタル又はセルビデオ(DVDを含む。)専用として制作した映画などの作品	映画、ドラマ	オリジナルビデオとして制作した映画、ドラマ作品	音楽・BGV・カラオケ	オリジナルビデオとして制作した音楽・BGV(バックグランドビデオ)・カラオケ作品	芸能・趣味・教養	オリジナルビデオとして制作した芸能・趣味・教養作品	教育	オリジナルビデオとして制作した学校教育、社会教育、幼児教育など教材向け作品	スポーツ	オリジナルビデオとして制作したスポーツ作品	アニメーション	オリジナルビデオとして制作したアニメーション作品	その他	上記以外のオリジナルビデオ作品	
作品区分	内容例示																																								
劇場映画(邦画)	劇場用の邦画を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDを含む。)した作品																																								
劇映画	劇場用劇映画(実写版)																																								
アニメーション	劇場用アニメーション映画																																								
劇場映画(洋画)	劇場用の洋画を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDを含む。)した作品																																								
劇映画	劇場用劇映画(実写版)																																								
アニメーション	劇場用アニメーション映画																																								
テレビ番組	テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組などを、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVDを含む。)した作品																																								
ドラマ	ドラマ番組																																								
アニメーション	アニメーション番組																																								
その他	上記以外の番組																																								
オリジナルビデオ作品	レンタル又はセルビデオ(DVDを含む。)専用として制作した映画などの作品																																								
映画、ドラマ	オリジナルビデオとして制作した映画、ドラマ作品																																								
音楽・BGV・カラオケ	オリジナルビデオとして制作した音楽・BGV(バックグランドビデオ)・カラオケ作品																																								
芸能・趣味・教養	オリジナルビデオとして制作した芸能・趣味・教養作品																																								
教育	オリジナルビデオとして制作した学校教育、社会教育、幼児教育など教材向け作品																																								
スポーツ	オリジナルビデオとして制作したスポーツ作品																																								
アニメーション	オリジナルビデオとして制作したアニメーション作品																																								
その他	上記以外のオリジナルビデオ作品																																								
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>「I 企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方の金額を、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人物費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合算を記入してください。</p> <p>また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方にある勘定項目は合算して記入してください。(13頁【参考資料1】参照)</p> <p>① 年間営業費用には、<u>あなたの企業の平成28年1月1日から12月31日までの1年間の営業費用について記入してください。</u></p> <p>なお、平成28年1月1日から12月31日までの1年間で記入できない場合は、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 年間営業費用には、営業外費用(支払利息、割引料、為替差損等)は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p>																																							

番号	調査事項	記入注意		
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	費用区分 費用例示		
給与支給総額		<p>○「役員」へ支給した役員報酬・賞与、「正社員、正職員」、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」へ支給した給与(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの(所得税、保険料等控除前))及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>		
制作費	人件費		<p>○制作費のうち、出演者(俳優など)に支払った出演料、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費を記入してください。</p> <p>ただし、自社の従業者への給与等は含めないでください(「給与支給総額」に記入してください。)。</p>	
	その他の制作費		<p>○人件費以外の制作費用(原作・脚本料、機材・資材費、現像費、編集費、プリント費、セル画制作費、出演者等の旅費交通費など)を記入してください。</p>	
外注費		<p>○上記「制作費」を除いた、業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</p>		
配給権獲得費	国内		<p>○国内の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払ったロイヤリティ(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。</p>	
	国外		<p>○海外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けた時に支払ったロイヤリティ(上映権、頒布権に関する著作権使用料)を記入してください。</p>	
配収支払費		<p>○入场料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画制作業者に支払った費用を記入してください。</p>		
版権獲得費	国内		<p>○国内の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版権を得るため支払った費用を記入してください。</p>	
	国外		<p>○海外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版権を得るため支払った費用を記入してください。</p>	
広告宣伝費		<p>○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注、媒体支払い費を含む。)を記入してください。</p>		
減価償却費		<p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産(ソフトウェア等)などの償却費を記入してください。</p>		
賃貸料	土地・建物		<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	
	機械・装置	情報通信機器		<p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、パソコン、編集機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>
		その他		<p>○自動車、複写機などの情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>
その他の営業費用		<p>○上記以外の費用を記入してください。</p> <p>例:荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、備品費、交際費、修繕費、租税公課、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、商品・原材料仕入、買入部品費など。</p>		
<p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。</p> <p>損益計算書との関係は13頁を参照してください。</p>				

番号	調査事項	記入注意																					
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>「II 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「営業用固定資産取得額」には、平成28年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した資産（新品、中古品、建物など）の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。</p> <p>年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置</td> <td> <input type="radio"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、パソコン、編集機器などの購入に要した金額 </td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td> <input type="radio"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した金額（情報通信機器を除く。） </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <input type="radio"/> 土地購入に要した金額 </td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td> <input type="radio"/> 既存の土地を整備することに要した金額 </td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td> <input type="radio"/> 建物の購入、改築・改装に要した金額 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="radio"/> 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="radio"/> その他の有形固定資産の購入に要した金額 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>無形固定資産</td> <td> <input type="radio"/> 物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した金額 例：借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など </td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	有形固定資産	機械・設備・装置	<input type="radio"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、パソコン、編集機器などの購入に要した金額	情報通信機器	<input type="radio"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した金額（情報通信機器を除く。）	その他	<input type="radio"/> 土地購入に要した金額	土地	<input type="radio"/> 既存の土地を整備することに要した金額	建物・その他の有形固定資産	<input type="radio"/> 建物の購入、改築・改装に要した金額		<input type="radio"/> 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額		<input type="radio"/> その他の有形固定資産の購入に要した金額		無形固定資産	<input type="radio"/> 物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した金額 例：借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分		資産例示																					
有形固定資産	機械・設備・装置	<input type="radio"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、パソコン、編集機器などの購入に要した金額																					
	情報通信機器	<input type="radio"/> 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入に要した金額（情報通信機器を除く。）																					
	その他	<input type="radio"/> 土地購入に要した金額																					
	土地	<input type="radio"/> 既存の土地を整備することに要した金額																					
	建物・その他の有形固定資産	<input type="radio"/> 建物の購入、改築・改装に要した金額																					
	<input type="radio"/> 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額																						
	<input type="radio"/> その他の有形固定資産の購入に要した金額																						
	無形固定資産	<input type="radio"/> 物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した金額 例：借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																					
7	従業者数	<p>(1)従業者数は、平成29年7月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2)長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>「I 企業全体の従業者数」</p> <p>企業の従業者数について、次の指示及び区分に従って記入してください。</p> <p>①「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。（別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</p> <p>②上記①において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③「総計」のほかに別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p>																					

番号	調査事項	記入注意																				
7	従業者数	<p>④派遣として働いている人とは、労働者派遣法に基づく派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は、人数には含めないでください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①個人業主 (個人経営の事業主) 及び無給の 家族従業者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 ※家族であっても、雇用者相当の賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、個人経営者、家族従業者は「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。 </td></tr> <tr> <td>②有給役員</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。 </td></tr> <tr> <td>常用雇用者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成29年5月、6月にそれぞれ18日以上働き現在も雇用されている人 </td></tr> <tr> <td>③一般に正社員、 正職員などと呼ばれている人</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 </td></tr> <tr> <td>④パート・ アルバイトなど</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。 ○契約社員はここに含めてください。 </td></tr> <tr> <td>(就業時間 換算雇用 者数)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○「④パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照) </td></tr> <tr> <td>⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の 雇用者)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人。 </td></tr> <tr> <td>総計 (①~⑤の合計)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄) </td></tr> <tr> <td>総計(①~⑤の 合計)のうち、 別経営の企業に 派遣している人</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人 </td></tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	①個人業主 (個人経営の事業主) 及び無給の 家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 ※家族であっても、雇用者相当の賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、個人経営者、家族従業者は「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。 	②有給役員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。 	常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成29年5月、6月にそれぞれ18日以上働き現在も雇用されている人 	③一般に正社員、 正職員などと呼ばれている人	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 	④パート・ アルバイトなど	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。 ○契約社員はここに含めてください。 	(就業時間 換算雇用 者数)	<ul style="list-style-type: none"> ○「④パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照) 	⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の 雇用者)	<ul style="list-style-type: none"> ○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人。 	総計 (①~⑤の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄) 	総計(①~⑤の 合計)のうち、 別経営の企業に 派遣している人	<ul style="list-style-type: none"> ○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人
雇用形態区分	内容例示																					
①個人業主 (個人経営の事業主) 及び無給の 家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 ※家族であっても、雇用者相当の賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、個人経営者、家族従業者は「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。 																					
②有給役員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。 																					
常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成29年5月、6月にそれぞれ18日以上働き現在も雇用されている人 																					
③一般に正社員、 正職員などと呼ばれている人	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 																					
④パート・ アルバイトなど	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。 ○契約社員はここに含めてください。 																					
(就業時間 換算雇用 者数)	<ul style="list-style-type: none"> ○「④パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴企業の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照) 																					
⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の 雇用者)	<ul style="list-style-type: none"> ○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人。 																					
総計 (①~⑤の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄) 																					
総計(①~⑤の 合計)のうち、 別経営の企業に 派遣している人	<ul style="list-style-type: none"> ○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人 																					

番号	調査事項	記入注意																
7	従業者数	<p>(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイトなど」欄に「4」と記入します。</p> <p>次に、貴企業の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、 $24 \times 4 \div 40 = 2.4$ となりますので、「就業時間換算雇用者数」には小数点以下四捨五入して「2」と整数で記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">○あなたの企業で働いている人のうち、派遣社員、出向役員など、別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の企業からきて働いている人</td> </tr> </table> <p>「II 「映像情報制作・配給業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 企業全体の事業従事者数のうち「映像情報制作・配給業務」に携わる人数を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <div style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <p>事業従事者数 =「従業者数(I欄の従業者数総計(①~⑤の合計))」 -「別経営の企業に派遣している人」+「別経営の企業から派遣されている人」</p> </div> <p>② 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。 なお、1人が複数の部門の業務に従事している場合には、主たる部門に含めてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">部 門 区 分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">管理・営業部門</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">○一般に、総務、人事、経理、営業などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「映像情報制作・配給業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 <small>うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</small></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">企 画 部 門</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">制 作 部 門</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の制作技術業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">配 給 部 門</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の配給業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">宣 伝 部 門</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の広報・宣伝業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">そ の 他</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">○上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「うち、別経営の企業から派遣されている人」は、「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」のうち、「映像情報制作・配給業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p>	総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	○あなたの企業で働いている人のうち、派遣社員、出向役員など、別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の企業からきて働いている人	部 門 区 分	内 容 例 示	管理・営業部門	○一般に、総務、人事、経理、営業などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「映像情報制作・配給業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 <small>うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</small>	企 画 部 門	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人	制 作 部 門	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の制作技術業務に従事する人	配 給 部 門	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の配給業務に従事する人	宣 伝 部 門	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の広報・宣伝業務に従事する人	そ の 他	○上記以外の業務に従事する人
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	○あなたの企業で働いている人のうち、派遣社員、出向役員など、別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の企業からきて働いている人																	
部 門 区 分	内 容 例 示																	
管理・営業部門	○一般に、総務、人事、経理、営業などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「映像情報制作・配給業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 <small>うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</small>																	
企 画 部 門	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人																	
制 作 部 門	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の制作技術業務に従事する人																	
配 給 部 門	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の配給業務に従事する人																	
宣 伝 部 門	○映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の広報・宣伝業務に従事する人																	
そ の 他	○上記以外の業務に従事する人																	

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係

『映像情報制作・配給業調査票の場合』

損益計算書 自 平成xx年x月x日 至 平成xx年x月x日	特定サービス産業実態調査における 「年間営業費用」項目
I 売上高(営業収入)	
II 売上原価(営業原価)	
・人件費	「給与支給総額」
・制作費(出演者(俳優など)に支払った出演料)	「制作費」の「人件費」
・制作費(出演者などの旅費交通費)	「制作費」の「その他の制作費」
・外注費	「外注費」
・減価償却費	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・上映権、頒布権に関する著作権使用料	「配給権獲得費」(国内・国外)
・他の作品の版権を得るため支払った費用	「版権獲得費」(国内・国外)
・消耗品費	
・著作権使用料	「その他の営業費用」
など	
III 販売費及び一般管理費	
・販売及び一般管理業務に従事する従業員・役員の給料、手当(通勤手当を含む。)、賞与	「給与支給総額」
・外注費	「外注費」
・広告宣伝費	「広告宣伝費」
・減価償却費	「減価償却費」
・賃借料(パソコン等の情報通信機器賃借料)	「賃借料」の「情報通信機器」
・賃借料(「情報通信機器」、「不動産賃借料」以外の機械・装置賃借料)	「賃借料」の「その他」
・不動産賃借料	「賃借料」の「土地・建物」
・福利厚生費	
・法定福利費	
・販売及び一般管理部門関係の交際費	
・旅費交通費	
・通信費	
・水道光熱費	
・消耗品費	「その他の営業費用」
・租税公課	
・修繕費	
・支払手数料(ロイヤリティを含む。)	
など	
営業利益×××	

本調査の「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方の金額に消費税額を含めて記入してください。

例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合計を記入してください。

また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方にある勘定項目は合算して記入してください。

【参考資料2】

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

第二章 公的統計の作成

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

